平成２３年（フ）第３５２４号
大阪府和泉市唐国町２丁目５番26―205号、開始決定時の住所大阪府和泉市青葉台１丁目10番14号
破産者　西口　靖之
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８号
鳥取県米子市淀江町佐陀400番地12
破産者　長尾　利宏
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７号
宮崎県都城市下長飯町1871―２、住民票上の住所鹿児島県西之表市鴨女町132番地
破産者　油田　宏幸
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２２４１号
名古屋市北区五反田町212番地の２　タウンハウス楠公園Ｃ―２
破産者　大谷　良夫
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年９月11日午後２時15分
平成24年６月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４４３号
大阪市東淀川区南江口２―７―１　ウエストハイツ３―Ｂ、住民票上の住所京都府京田辺市三山木見尊田23番地の１
破産者　小宮　典子
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年８月30日午後３時30分
平成24年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６号
岐阜県本巣郡北方町加茂343番地の７
破産者　株式会社スミケン
1　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午前10時20分
平成24年６月７日　岐阜地方裁判所

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３０９１号
東京都千代田区麹町６丁目４―３―301
破産者　眞田　泰輔
免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
平成24年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１９号
栃木県日光市川治温泉川治11番地
清算株式会社　株式会社フェアシティー
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（ヒ）第２００９号
東京都文京区本郷２丁目27番20号
清算株式会社　アストロ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２６号
札幌市北区北31条西３丁目２番11号
清算株式会社　ＬＩＮＡＣＫ株式会社
代表清算人　中村　　隆
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、各債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権、敷金・保証金債権に該当しないものをいう。
なお、平成24年４月10日時点において、本清算株式会社には一般債権以外存しない。
2　第１回弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、第１の１による免除を受けた後の一般債権の債権額の２パーセントを、第１回弁済として支払う。
⑵　第１回弁済後、一般債権の70パーセントに相当する額について免除を受ける。
3　第２回弁済及び免除
資産換価終了後、次の方法により第２回弁済を行い、免除を受ける。
⑴　資産換価代金から清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額に第１回弁済による弁済総額を加えて弁済原資総額を算定する。
⑵　第１回弁済額及び前項⑵記載の免除額を持ち戻して、各債権者の一般債権額を算定する。
⑶　弁済原資総額を一般債権額により按分して各債権者に対する弁済総額を算定する。
⑷　各債権者に対する弁済総額から各債権者に対する第１回弁済額を控除した残額を、各債権者に対して、第２回弁済として支払う。
⑸　第２回弁済後、残額について免除を受ける。
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
福島県郡山市富田町字町西44番地の８
再生債務者　株式会社スタンドサービス
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年８月17日から平成24年８月31日まで
福島地方裁判所郡山支部

平成２４年（再）第５号
愛知県西尾市熊味町北十五夜25番地
再生債務者　株式会社メリーフーズ
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年７月24日から平成24年７月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４号
新潟市江南区木津工業団地６番１号
再生債務者　山崎運輸株式会社
1　決議に付する計画案　平成24年６月１日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月６日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年７月５日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月５日
平成24年６月６日　新潟地方裁判所民事部